

振動特定施設の種類

1. 金属加工機械
 - (イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2. 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）
5. コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6. 木材加工機械
 - (イ) ドラムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7. 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）